

今年も文書による呼び出し「調査」が発生しています！

## もし文書が来たら一人で悩まずに民商に相談を！

今年も各税務署から、文書で税務署へ呼び出しての「調査」がはじまりました。小牧税務署からも、南支部のYさん(建設業)に7月5日付で文書が送られてきました。また、同じく7月5日付で呼び出し文書が届いた人から相談がありました。

**違法性・脱法性の強い「調査」です**

通常の税務調査(「実地の調査」による調査)では、平成23年の改正国税通則法により、原則として11項目の事前通知をしなければなりません。が、文書による呼び出し調査については、「実地の調査」以外の調査だとして、小牧税務署・名古屋国税局ともに事前通知の義務はないとされています。まさに国税通則法の抜け穴を利用した、脱法「調査」といわざるをえません。

**一人で悩まず民商に相談しましょう！**

南支部のYさんは、文書が届いた後、民商に相談。違法性・脱法性の強い呼び出し調査には応じないことにしました。ただし、消費税の計算には明らかな計算誤りがあったため、自主的に修正申告書を提出しました。

Yさんは、「(文書が来て)ずっと悩んでいたが、民商に相談して良かった。計算誤りは気がつかなかったので、スッキリしました」と話しています。

会員・読者の皆さん、ご自身や知り合いの業者等で、税務署から下のような文書が来た人がいたら、一人で悩まずに最寄りの役員・事務所までご相談ください。

↓このような文書が届いています↓

〒491-0800 春日井市  
一連番号 C1709643  
平成26年7月24日  
小牧税務署長

所得税(及び復興特別所得税)・消費税及び地方消費税の調査について

1 日時・場所  
平成26年7月24日(月) 午後 2時30分頃 当税務署1階 会議室1A

2 お知らせの事項  
平成26年分の平成26年分の事業所得について

3 必要な書類等(チェックのあるもの)

- この文書及び封筒
- 事業所得の計算に必要な帳簿書類等
- 生命(地産)保険料の支払証明書
- 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書等
- 給与所得・公的年金等の源泉徴収票
- 課税売上・課税仕入など消費税額の計算に必要な帳簿書類
- その他(確定申告に必要な書類)

連絡先 担当者 個人課税第三課門 電話 0568-12-2111 (内線352)

人類と原発は共存できません！

### 日本一危険な浜岡原発を視察しました



原発の近くには、こんな人口密集地があります。原発から30キロ圏内の人口は約75万人もいるそうです。

7月10~11日、静岡県で愛商連事務局員交流会が開催され、春日井民商からは星野と原が参加しました。

活断層の真上にあり日本一危険といわれる中部電力浜岡原子力発電所のPR施設を視察しました。展望台は写真撮影禁止となっていますが、原発周辺に大型商業施設が複数存在するなど、想像以上に人家が近接しており、周辺人口の多さは福島に比肩することに驚きました。現在、浜岡原発は停止中ですが、再稼働がねらわれています。しかし、福島原発のような事故が起これば、新幹線や東名など東西の物流の大動脈も麻痺し、日本経済に与える影響も計り知れないと思います。浜岡原発を再稼働させたい方々にその覚悟はあるのでしょうか？ 私も微力ながら原発ゼロの声を上げていきたいと改めて思いました。(原)

今年も好評発売中！  
小豆島のそうめん



1.8 kg 2,200円

毎月15日までの会費納入にご協力をお願いします。 会計 山崎孝亀